



各 位

平成 24 年 7 月 4 日

会 社 名 三菱自動車工業株式会社
代表者名 取締役社長 益子 修
コート番号 7211 東証第 1 部
問合せ先 常務執行役員 経営企画本部長
黒井義博
(Tel. 03-6852-4206)

訴訟の判決に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 8 月 10 日付「訴訟の判決に関する控訴のお知らせ」にて開示しております。訴訟の控訴審において、平成 24 年 7 月 3 日付にて判決の言い渡しを受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所及び判決言渡日

- (1) エジプト・アラブ共和国内裁判所
- (2) 平成 24 年 7 月 3 日

2. 控訴を提起した者

- (1) 商号 MASRIA Co., Ltd
- (2) 本店所在地 3A Ramsis St., Maarouf Building, Cairo, Egypt
- (3) 代表者 Sayed Sayed Mohamed El-Rawas, Chairman

3. 訴訟の提起から判決に至った経緯

MASRIA Co., Ltd (以下、原告) は、当社のエジプトにおける旧販売会社ですが、当社は、原告との販売店契約の規定に従い契約期間満了日 (平成 22 年 7 月 20 日) をもって、同契約を終了する旨の通知を行いました。

これに対し、原告が当社の解約通知を合理的根拠のないものとして、平成 22 年 2 月 20 日付で、エジプト・アラブ共和国内裁判所に販売店契約の期間延長、又はこれが認められない場合の予備的請求として 9 億 USD の損害賠償を請求する訴訟を提起し、平成 22 年 10 月 26 日に、原告の請求を却下する旨の第一審判決を受けました。原告は当該判決を不服として、平成 23 年 8 月 10 日付「訴訟の判決に関する控訴のお知らせ」にて開示のとおり、平成 22 年 10 月 27 日に控訴を提起し、これについて下記判決を受けるに至ったものです。

4. 判決の概要

原告の請求を却下する。

5. 今後の見通し

原告より本判決に対する上告が提起された場合には、引き続き当社の正当性を主張してまいります。

以上

平成 23 年 8 月 10 日

各 位

会社名 三菱自動車工業株式会社
代表者名 取締役社長 益 子 修
コード番号 7211 東証第 1 部
問合せ先 執行役員 経営企画本部長
黒井義博
(Tel. 03-6852-4206)

訴訟の判決に関する控訴のお知らせ

当社は、平成 22 年 10 月 27 日付「訴訟の判決に関するお知らせ」にてお知らせ致しました訴訟の判決について、控訴を受けましたので、下記の通りお知らせ致します。

記

1. 当該控訴の提起があった裁判所及び年月日

- (1) エジプト・アラブ共和国内裁判所
- (2) 控訴の提起日：平成 22 年 10 月 27 日(※)

(※) 平成 22 年 10 月 27 日付「訴訟の判決に関するお知らせ」にて原審の判決言渡し的事实とともに控訴が提起された場合には引き続き当社の正当性を主張する方針であることをお知らせした後、同年 10 月 28 日に控訴された事実が判明しましたが、当該事実に関する開示が漏れていたため、ここに開示するものです。

2. 控訴を提起した者

- (1) 商号 MASRIA Co., Ltd
- (2) 本店所在地 3A Ramsis St., Maarouf Building, Cairo, Egypt
- (3) 代表者 Sayed Sayed Mohamed El-Rawas, Chairman

3. 訴訟の原因及び控訴されるに至った経緯

MASRIA Co., Ltd (以下、原告) は、当社のエジプトにおける旧販売会社ですが、当社は、原告との販売店契約の規定に従い契約期間満了日(平成 22 年 7 月 20 日)をもって、同契約を終了する旨の通知を行いました。

これに対し、原告が当社の解約通知を合理的根拠のないものとして、平成 22 年 2 月 20 日付で、エジプト・アラブ共和国内裁判所に販売店契約の期間延長、又はこれが認められない場合の予備的請求として 9 億 USD の損害賠償を請求する訴訟を提起し、平成 22 年 10 月 27 日付「訴訟の判決に関するお知らせ」にてお知らせの通り、平成 22 年 10 月 26 日にエジプト・アラブ共和国内裁判所において、原告の訴えを却下する旨の判決を受けましたが、原告は当該判決を不服として平成 22 年 10 月 27 日に控訴を提起致しました。

4. 今後の見通し

当社による解約通知は契約に従ってなされた合法的なものであり、原告の請求原因には合理性がないことなどから、現時点において本訴訟が当社の業績に重大な影響を及ぼすものとは判断しておりません。当社は、控訴審においても引き続き当社主張の正当性を立証し、争っていく方針であります。なお、今後開示すべき事項が発生した場合は速やかにお知らせ致します。

以上